

「ICカード乗車券取扱基準規程」新旧対照表

現 行(2018年3月17日制 定)	改 正(2021年3月13日改 正)
<p style="text-align: center;">ICカード乗車券取扱基準規程</p> <p>第1編 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ICカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、ICカード乗車券取扱規則によるほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。</p> <p>(注1) 法令の主なものについては、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号) (2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号) (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号) <p>(注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅客営業規則(平成9年6月1日) (2) 旅客営業取扱基準規程(平成9年6月1日) (3) ICカード関連帳票取扱実施基準 (4) PASMOM取扱規則(2006年11月15日付株式会社パスモ達第42号) (5) PASMOM取扱基準規程(2007年3月12日付株式会社パスモ達第39号) <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。 (2) 「基準規程」とは、当社の定める旅客営業取扱基準規程をいう。 (3) 「PASMOM規則」とは、株式会社パスモが定めるPASMOM取扱規則をいう。 (4) 「PASMOM規程」とは、株式会社パスモが定めるPASMOM取扱基準規程をいう。 (5) 「IC基準」とは、ICカード関連帳票取扱実施基準をいう。 <p>(制限又は停止の実施)</p> <p>第3条 規則第10条第1項の規定による制限又は停止は、運輸部長が行うものとする。</p> <p>(発売箇所の指定方)</p> <p>第4条 PASMOMを発売する箇所は、運輸部長が定める。</p> <p>(入場後、発駅で一時出場する場合の取扱方)</p> <p>第5条 ICカード乗車券を所持する旅客が、発駅で入場した後、乗車しないで一時出場する場合は、特別の事情があるときに限り、改札機等以外から出場及び再入場の取扱いをすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">ICカード乗車券取扱基準規程</p> <p>第1編 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ICカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、ICカード乗車券取扱規則によるほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。</p> <p>(注1) 法令の主なものについては、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号) (2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号) (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号) <p>(注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅客営業規則(平成9年6月1日) (2) 旅客営業取扱基準規程(平成9年6月1日) (3) ICカード関連帳票取扱実施基準 (4) PASMOM取扱規則(2006年11月15日付株式会社パスモ達第42号) (5) PASMOM取扱基準規程(2007年3月12日付株式会社パスモ達第39号) <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。 (2) 「基準規程」とは、当社の定める旅客営業取扱基準規程をいう。 (3) 「PASMOM規則」とは、株式会社パスモが定めるPASMOM取扱規則をいう。 (4) 「PASMOM規程」とは、株式会社パスモが定めるPASMOM取扱基準規程をいう。 (5) 「IC基準」とは、ICカード関連帳票取扱実施基準をいう。 <p>(制限又は停止の実施)</p> <p>第3条 規則第10条第1項の規定による制限又は停止は、運輸部長が行うものとする。</p> <p>(発売箇所の指定方)</p> <p>第4条 PASMOMを発売する箇所は、運輸部長が定める。</p> <p>(入場後、発駅で一時出場する場合の取扱方)</p> <p>第5条 ICカード乗車券を所持する旅客が、発駅で入場した後、乗車しないで一時出場する場合は、特別の事情があるときに限り、改札機等以外から出場及び再入場の取扱いをすることができる。</p>

(使用方法)

第6条 規則第5条第3項の規定にかかわらず、ICカード乗車券のSFを使用して自動券売機によって乗車券類と引換え又は自動精算機ならびに窓口処理機（以下「処理機」という。）によって精算することができる。

2 ICカード乗車券のSFが、引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は自動精算機に充当することにより、乗車券類等と引き換え又は精算することができる。

(残額不足の場合の取扱方)

第7条 規則第5条第5項第1号の規定により、SF残額が不足のため、直接自動改札機で使用するできない場合の当該ICカード乗車券は、規則第12条の規定によるほか、次の各号に定めるところにより取扱うことができる。

- (1) 入場時にICカード乗車券のSF残額が最低運賃相当額に満たなくなった場合に、不足額を現金により収受して、前条の規定により乗車券類を交付し、乗車の取扱いをする。
- (2) 出場時にICカード乗車券のSFの残額が運賃相当額に満たなくなった場合には、不足額を現金により収受して、前条の規定により精算を行い、出場の取扱いをする。

(自動改札機入場不可時の取扱方)

第8条 規則第5条第5項第4号の規定により、自動改札機で使用するできない場合は、処理機によりICカード乗車券に記録されている情報の更新を行い、旅客に交付し、使用させることができる。

(乗車券類等の表示事項)

第9条 第6条の規定により、ICカード乗車券のSF又はSFと現金により引き換えられた乗車券類等は右方下部に「**IC**」と表示する。

第2編 ICカード乗車券の取扱い

(チャージ)

第10条 規則第12条の規定に基づくSFのチャージは、自動券売機、自動精算機、処理機及びチャージ機により取扱いすることができる。

2 ICカード乗車券には、1回当たり1,000円から20,000円までの1,000円単位の額（前項の機種により一部チャージする金額を制限することがある。）をチャージすることができる。ただし、自動券売機、処理機では、1回当たり10円から20,000円までの10円単位の額をチャージすることができる。

(旅客が誤ってICカード乗車券を購入した場合の取扱方)

第11条 旅客が自動券売機により、誤ってICカード乗車券を購入した場合で係員がその事実を認定したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、当該ICカード乗車券の全額を払いもどすことができる。

- (1) 購入したICカード乗車券を使用していないこと。
- (2) 購入した駅（同一事業者に限る。）に申し出ること。
- (3) 購入した当日に申告すること。

2 前項第2号及び第3号にかかわらず、運輸部長が特に認めた場合は、旅客が、異なる駅又は翌日以降に申し出をしたときであっても、当該ICカード乗車券の全額を払いもどすことがある。

(使用方法)

第6条 規則第5条第3項の規定にかかわらず、ICカード乗車券のSFを使用して自動券売機によって乗車券類と引換え又は自動精算機ならびに窓口処理機（以下「処理機」という。）によって精算することができる。

2 ICカード乗車券のSFが、引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は自動精算機に充当することにより、乗車券類等と引き換え又は精算することができる。

(残額不足の場合の取扱方)

第7条 規則第5条第5項第1号の規定により、SF残額が不足のため、直接自動改札機で使用するできない場合の当該ICカード乗車券は、規則第12条の規定によるほか、次の各号に定めるところにより取扱うことができる。

- (1) 入場時にICカード乗車券のSF残額が最低運賃相当額に満たなくなった場合に、不足額を現金により収受して、前条の規定により乗車券類を交付し、乗車の取扱いをする。
- (2) 出場時にICカード乗車券のSFの残額が運賃相当額に満たなくなった場合には、不足額を現金により収受して、前条の規定により精算を行い、出場の取扱いをする。

(自動改札機入場不可時の取扱方)

第8条 規則第5条第5項第4号の規定により、自動改札機で使用するできない場合は、処理機によりICカード乗車券に記録されている情報の更新を行い、旅客に交付し、使用させることができる。

(乗車券類等の表示事項)

第9条 第6条の規定により、ICカード乗車券のSF又はSFと現金により引き換えられた乗車券類等は右方下部に「**IC**」と表示する。

第2編 ICカード乗車券の取扱い

(チャージ)

第10条 規則第12条の規定に基づくSFのチャージは、自動券売機、自動精算機、処理機及びチャージ機により取扱いすることができる。

2 ICカード乗車券には、1回当たり1,000円から20,000円までの1,000円単位の額（前項の機種により一部チャージする金額を制限することがある。）をチャージすることができる。ただし、自動券売機、処理機では、1回当たり10円から20,000円までの10円単位の額をチャージすることができる。

(旅客が誤ってICカード乗車券を購入した場合の取扱方)

第11条 旅客が自動券売機により、誤ってICカード乗車券を購入した場合で係員がその事実を認定したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、当該ICカード乗車券の全額を払いもどすことができる。

- (1) 購入したICカード乗車券を使用していないこと。
- (2) 購入した駅（同一事業者に限る。）に申し出ること。
- (3) 購入した当日に申告すること。

2 前項第2号及び第3号にかかわらず、運輸部長が特に認めた場合は、旅客が、異なる駅又は翌日以降に申し出をしたときであっても、当該ICカード乗車券の全額を払いもどすことがある。

(旅客が誤ってチャージした場合の取扱方)

第12条 旅客が誤ってチャージした場合で、係員がその事実を認定したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、当該チャージ額の全額を払いもどすことができる。

- (1) チャージした後にS Fを使用していないこと。
- (2) チャージした駅(同一事業者に限る。)に申し出ること。
- (3) チャージした当日に申告すること。

2 前項第2号及び第3号にかかわらず、運輸部長が特に認めた場合は、旅客が、異なる駅又は翌日以降に申し出をしたときであっても、当該チャージ額の全額を払いもどすことがある。

(S F残額の確認)

第13条 規則第13条第1項の規定に基づくS F残額は、自動改札機、自動券売機、自動精算機、処理機及びチャージ機により確認することができる。

2 規則第13条第2項の規定に基づくS F残額履歴は、自動券売機、処理機により確認することができる。

(S F残額履歴の表示方及び印字方)

第14条 規則第13条第2項の規定によりS F残額履歴の確認をする場合の機器での表示方及び印字方は次のとおりとする。

- (1) 表示及び印字の記載項目は、左から、月日・種別・利用駅又は利用事業者・種別・利用駅又は利用事業者・残額の順とする。
- (2) 表示及び印字される利用駅は、精算もしくは乗車券類との引換えによりS Fを利用した駅、又は規則第14条、第14条の2及び第15条の規定により旅客運賃を算出する際に適用する区間の両端の駅とする。

(回収したP A S M Oの取扱方)

第15条 旅客から回収したP A S M OはI C基準の定めるところにより、営業課に提出する。

(小児用P A S M Oの取扱い)

第16条 使用者となる小児以外から、次の各号に定める小児用P A S M Oの取扱いの申し出があった場合は、使用者となる小児本人に対して公的機関が発行した証明書又はこれに準じる写真を貼付けた学生証等の氏名・生年月日が確認できる証明書(以下「公的証明書」という。)等の確認をしたときに取扱うことができる。

- (1) 規則第11条に定める発売
- (2) 規則第19条に定める記名P A S M Oの個人情報変更
- (3) 規則第22条に定める紛失再発行
- (4) 規則第26条に定める払いもどし

(同一旅客に対する小児用P A S M Oの複数枚発売)

第17条 P A S M O取扱規則第14条第4項の規定にかかわらず、小児用P A S M Oを所持する旅客から、複数枚の小児用P A S M Oの購入をしたい旨の申し出があった場合は、事情やむを得ない場合に限りて発売する。

※ 事情やむを得ない場合は、次の場合等をいう。

- (1) 指定学校への通学ならびにその他の箇所に通うためにやむを得ず定期乗車券が複数枚所持となる場合
- (2) 定期乗車券の発売範囲等の都合により、やむを得ず複数枚所持となる場合

(旅客が誤ってチャージした場合の取扱方)

第12条 旅客が誤ってチャージした場合で、係員がその事実を認定したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、当該チャージ額の全額を払いもどすことができる。

- (1) チャージした後にS Fを使用していないこと。
- (2) チャージした駅(同一事業者に限る。)に申し出ること。
- (3) チャージした当日に申告すること。

2 前項第2号及び第3号にかかわらず、運輸部長が特に認めた場合は、旅客が、異なる駅又は翌日以降に申し出をしたときであっても、当該チャージ額の全額を払いもどすことがある。

(S F残額の確認)

第13条 規則第13条第1項の規定に基づくS F残額は、自動改札機、自動券売機、自動精算機、処理機及びチャージ機により確認することができる。

2 規則第13条第2項の規定に基づくS F残額履歴は、自動券売機、処理機により確認することができる。

(S F残額履歴の表示方及び印字方)

第14条 規則第13条第2項の規定によりS F残額履歴の確認をする場合の機器での表示方及び印字方は次のとおりとする。

- (1) 表示及び印字の記載項目は、左から、月日・種別・利用駅又は利用事業者・種別・利用駅又は利用事業者・残額の順とする。
- (2) 表示及び印字される利用駅は、精算もしくは乗車券類との引換えによりS Fを利用した駅、又は規則第14条、第14条の2及び第15条の規定により旅客運賃を算出する際に適用する区間の両端の駅とする。

(回収したP A S M Oの取扱方)

第15条 旅客から回収したP A S M OはI C基準の定めるところにより、営業課に提出する。

(小児用P A S M Oの取扱い)

第16条 使用者となる小児以外から、次の各号に定める小児用P A S M Oの取扱いの申し出があった場合は、使用者となる小児本人に対して公的機関が発行した証明書又はこれに準じる写真を貼付けた学生証等の氏名・生年月日が確認できる証明書(以下「公的証明書」という。)等の確認をしたときに取扱うことができる。

- (1) 規則第11条に定める発売
- (2) 規則第19条に定める記名P A S M Oの個人情報変更
- (3) 規則第22条に定める紛失再発行
- (4) 規則第26条に定める払いもどし

(同一旅客に対する小児用P A S M Oの複数枚発売)

第17条 P A S M O取扱規則第14条第4項の規定にかかわらず、小児用P A S M Oを所持する旅客から、複数枚の小児用P A S M Oの購入をしたい旨の申し出があった場合は、事情やむを得ない場合に限りて発売する。

※ 事情やむを得ない場合は、次の場合等をいう。

- (1) 指定学校への通学ならびにその他の箇所に通うためにやむを得ず定期乗車券が複数枚所持となる場合
- (2) 定期乗車券の発売範囲等の都合により、やむを得ず複数枚所持となる場合

(入場した I C カード乗車券と他の有効な乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第 18 条 規則 5 条第 1 項及び第 7 項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の有効な乗車券と併用のうえ出場する場合、I C カード乗車券で旅行を開始したときは、規則第 6 条第 2 項及び各鉄道事業者が I C カード乗車券取扱規則に定める普通旅客運賃を適用して、入場した I C カード乗車券から減額することがある。ただし、併用した乗車券について営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合、当該区間については営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

(入場した I C カード乗車券と他の I C カード乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第 19 条 規則 5 条第 1 項及び第 7 項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の I C カード乗車券を併用のうえ出場する場合、入場した I C カード乗車券及び他の併用する I C カード乗車券について、規則第 6 条第 2 項及び各鉄道事業者が I C カード乗車券取扱規則に定める普通旅客運賃を適用して減額することがある。

(P A S M O の発売)

第 20 条 P A S M O は、発行日付及び発行箇所の表示を省略して発売する。

2 P A S M O の発売額は、1 枚につき 1, 0 0 0 円から 2 0, 0 0 0 円までの 1, 0 0 0 円単位 (P A S M O 取扱規則第 1 1 条に規定するデポジットを含む。) とする。

3 記名 P A S M O を発売する場合の購入申込書は別表第 1 号に定める。

(P A S M O に付加する乗車券の発売)

第 21 条 規則第 3 0 条の規定により、別紙第 1 号に定める「P A S M O ・定期券購入申込書 (兼 個人情報変更申請書)」(以下「定期券購入申込書等」という。)の提出を受け P A S M O (出場状態のものに限る。)に定期乗車券を発売する場合は、当社線相互発着となるもの及び連絡運輸規則に定める区間 (規則第 3 条第 2 号で定める I C 鉄道事業者に限る。以下同じ。)の定期乗車券とする。

2 前項の規定により、小児に対して I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を発売する場合は、小児用 P A S M O にのみ付加することができる。

(定期乗車券の継続発売等の取扱方)

第 22 条 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、基準規程第 3 7 条の規定により継続発売する場合又は券面表示の有効期間経過後に新規に発売する場合は、現在使用している I C 定期乗車券を用いて発売するものとする。

(定期乗車券の種類変更又は区間変更の取扱方)

第 23 条 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、基準規程第 3 9 条の規定により当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更する場合は、現在使用している I C 定期乗車券を用いて発売するものとする。

2 I C 定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、当該定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券を発売する場合には基準規程第 3 9 条の規程により発売するものとする。

3 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券以外の定期乗車券を発売する場合の現在使用している I C 定期乗車券については、規則第 2 6 条の取扱いによる。

(入場した I C カード乗車券と他の有効な乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第 18 条 規則 5 条第 1 項及び第 7 項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の有効な乗車券と併用のうえ出場する場合、I C カード乗車券で旅行を開始したときは、規則第 6 条第 2 項及び各鉄道事業者が I C カード乗車券取扱規則に定める普通旅客運賃を適用して、入場した I C カード乗車券から減額することがある。ただし、併用した乗車券について営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合、当該区間については営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

(入場した I C カード乗車券と他の I C カード乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第 19 条 規則 5 条第 1 項及び第 7 項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の I C カード乗車券を併用のうえ出場する場合、入場した I C カード乗車券及び他の併用する I C カード乗車券について、規則第 6 条第 2 項及び各鉄道事業者が I C カード乗車券取扱規則に定める普通旅客運賃を適用して減額することがある。

(P A S M O の発売)

第 20 条 P A S M O は、発行日付及び発行箇所の表示を省略して発売する。

2 P A S M O の発売額は、1 枚につき 1, 0 0 0 円から 2 0, 0 0 0 円までの 1, 0 0 0 円単位 (P A S M O 取扱規則第 1 1 条に規定するデポジットを含む。) とする。

3 記名 P A S M O を発売する場合の購入申込書は別表第 1 号に定める。

(P A S M O に付加する乗車券の発売)

第 21 条 規則第 1 1 条 2 項の規定により、別紙第 1 号に定める「P A S M O ・定期券購入申込書 (兼 個人情報変更申請書)」(以下「定期券購入申込書等」という。)の提出を受け P A S M O (出場状態のものに限る。)に定期乗車券を発売する場合は、当社線相互発着となるもの及び連絡運輸規則に定める区間 (規則第 3 条第 3 号で定める I C 鉄道事業者に限る。以下同じ。)の定期乗車券とする。

2 規則第 1 1 条 3 項の規定により P A S M O に発売する企画乗車券は次の各号とする。

(1) ゆりかもめ 2 4 時間券

3 第 1 項及び第 2 項の規定により、小児に対して I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を発売する場合は、小児用 P A S M O にのみ付加することができる。

(定期乗車券の継続発売等の取扱方)

第 22 条 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、基準規程第 3 7 条の規定により継続発売する場合又は券面表示の有効期間経過後に新規に発売する場合は、現在使用している I C 定期乗車券を用いて発売するものとする。

(定期乗車券の種類変更又は区間変更の取扱方)

第 23 条 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、基準規程第 3 9 条の規定により当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更する場合は、現在使用している I C 定期乗車券を用いて発売するものとする。

2 I C 定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、当該定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券を発売する場合には基準規程第 3 9 条の規程により発売するものとする。

3 I C 定期乗車券を所持する旅客に対して、当該 I C 定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たに I C 定期乗車券以外の定期乗車券を発売する場合の現在使用している I C 定期乗車券については、規則第 2 6 条の取扱いによる。

(定期乗車券の発行替の取扱方)

第24条 IC定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、その券面表示の有効期間内に、これと引換えに同一の種類、区間及び経路のIC定期乗車券に発行替の取扱いを行うことができる。

2 旅客から、有効なIC定期乗車券以外の定期乗車券と券面表示の有効期間経過後のIC定期乗車券の提出を受けたときは、当該のIC定期乗車券以外の定期乗車券をIC定期乗車券に発行替することができる。

3 IC定期乗車券を所持する旅客から、IC定期乗車券以外の定期乗車券への発行替の申出があった場合は、事情やむを得ないときに限り、IC定期乗車券以外の定期乗車券へ発行替の取扱いを行うことができる。

(改札機等による改札を受けずに乗車した場合の取扱方)

第25条 旅客が改札機等による改札を受けずに乗車し、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、営業規則第104条の規定を準用して取り扱うことができる。この場合、取扱区間内の駅から乗車したことが明らかで乗車駅が不明のときは、取扱区間内の最遠となる駅から乗車したものとみなして取り扱うことができる。

2 前項の定めにより取り扱う場合で、不正乗車でないことが明らかなきは、増運賃を収受しないで取り扱うことができる

(不正乗車等の旅客に対する特例)

第26条 規則第21条の規定により、IC定期乗車券の券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものととして計算する場合、その日数は、当該IC定期乗車券の有効期間を上限とすることができる。

(増運賃の減免等の取扱方)

第27条 特別の事由があつて、別段支障がないと認められるときは、増運賃の減免等を行うことができる。この場合、基準規程第104条の規定を準用して取り扱うものとする。

(無効となるICカード乗車券を有効として取り扱う場合の特例)

第28条 旅客に特別の事由があり、悪意のないときは、規則第20条の規定にかかわらず乗車駅から下車駅までの乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行にかかわる帳票類の様式)

第29条 規則第22条の規定により記名PASMOの紛失再発行を行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第22条の規定により交付する「紛失再発行整理票」の様式は、別表第3号のとおりとする。

(障害再発行にかかわる帳票類の様式)

第30条 規則第23条の規定によりICカード乗車券の障害再発行を行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第23条の規定により交付する「障害再発行整理票」の様式は、別表第4号のとおりとする。

(障害再発行登録中の取扱方)

第31条 規則第23条の取扱後、障害再発行が終了するまでの間、当該障害カードに有効期間内の定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合、その乗車券面と併せ規則第23条第2項により交付された再発行整理票の呈示を受け乗車させるものとする。

(定期乗車券の発行替の取扱方)

第24条 IC定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、その券面表示の有効期間内に、これと引換えに同一の種類、区間及び経路のIC定期乗車券に発行替の取扱いを行うことができる。

2 旅客から、有効なIC定期乗車券以外の定期乗車券と券面表示の有効期間経過後のIC定期乗車券の提出を受けたときは、当該のIC定期乗車券以外の定期乗車券をIC定期乗車券に発行替することができる。

3 IC定期乗車券を所持する旅客から、IC定期乗車券以外の定期乗車券への発行替の申出があった場合は、事情やむを得ないときに限り、IC定期乗車券以外の定期乗車券へ発行替の取扱いを行うことができる。

(改札機等による改札を受けずに乗車した場合の取扱方)

第25条 旅客が改札機等による改札を受けずに乗車し、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、営業規則第104条の規定を準用して取り扱うことができる。この場合、取扱区間内の駅から乗車したことが明らかで乗車駅が不明のときは、取扱区間内の最遠となる駅から乗車したものとみなして取り扱うことができる。

2 前項の定めにより取り扱う場合で、不正乗車でないことが明らかなきは、増運賃を収受しないで取り扱うことができる

(不正乗車等の旅客に対する特例)

第26条 規則第21条の規定により、IC定期乗車券の券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものととして計算する場合、その日数は、当該IC定期乗車券の有効期間を上限とすることができる。

(増運賃の減免等の取扱方)

第27条 特別の事由があつて、別段支障がないと認められるときは、増運賃の減免等を行うことができる。この場合、基準規程第104条の規定を準用して取り扱うものとする。

(無効となるICカード乗車券を有効として取り扱う場合の特例)

第28条 旅客に特別の事由があり、悪意のないときは、規則第20条の規定にかかわらず乗車駅から下車駅までの乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行にかかわる帳票類の様式)

第29条 規則第22条の規定により記名PASMOの紛失再発行を行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第22条の規定により交付する「紛失再発行整理票」の様式は、別表第3号のとおりとする。

(障害再発行にかかわる帳票類の様式)

第30条 規則第23条の規定によりICカード乗車券の障害再発行を行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

2 規則第23条の規定により交付する「障害再発行整理票」の様式は、別表第4号のとおりとする。

(障害再発行登録中の取扱方)

第31条 規則第23条の取扱後、障害再発行が終了するまでの間、当該障害カードに有効期間内の定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合、その乗車券面と併せ規則第23条第2項により交付された再発行整理票の呈示を受け乗車させるものとする。

2 前項の取扱いを行う場合で定期乗車券または企画乗車券の券面表示事項が不鮮明な場合は、別表第5号に定める「IC定期乗車券代用証兼PASMOお預かり書」を交付し、併せて呈示を受け乗車させるものとする。

(一体型PASMOから一体型PASMOへの移し替え)

第32条 規則第24条第2項の規定により、旅客の個人情報の変更又は一体型PASMOの更新により、新たな一体型PASMOに機能の移し替えの申し出があった場合は、旅客に送付された案内状により取扱いを行う。このとき、新たな一体型PASMOと現在使用している一体型PASMOとの個人情報が一致していないときは、第46条の規定に基づき個人情報の変更を行い取扱いするものとする。

2 前項の取扱いをする場合で、定期乗車券が付加されており、その定期乗車券が当社で発行可能なときは、当該定期乗車券を磁気定期乗車券で再発行した後、一体型PASMOの定期券情報を消去して取扱うものとする。当社で発行できない定期乗車券が付加されているときは、その発行可能事業者を案内する。

3 旅客の個人情報の変更又は、カード更新等により新たな一体型PASMOに情報を移し替えた場合の旧一体型PASMOについては旅客に返却するものとする。

(一体型PASMOの有効期限到来に伴う取扱い)

第33条 一体型PASMOの有効期限到来により、付加されている定期乗車券または企画乗車券の機能が使用できなくなった場合は、前条の定めにより一体型PASMOの機能を提携先から送付された新カードに移し替えるよう案内する。このとき、やむを得ない事情があるときは、旅客より定期乗車券または企画乗車券の呈示を受け、乗車の取扱いを行うことがある。

(一体型PASMOから当社で発売する記名PASMOへの移し替え)

第34条 規則第24条第3項の取扱いについては、付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発行可能な場合に限る。ただし、定期乗車券においては、当該定期乗車券を磁気定期乗車券で再発行した後、一体型PASMOの定期券情報を消去して取扱うものとする。なお、当社で発行できない定期乗車券または企画乗車券が付加されているときは、その発行可能事業者を案内する。

2 規則第24条第3項による取扱い後の旧一体型PASMOについては旅客に返却するものとする。

(一体型PASMOから当社で発売する記名PASMOへの移し替えにかかわる帳票類の様式)

第35条 規則第24条第3項の規定により、旅客が使用している一体型PASMOにおける記名PASMO機能を、当社で発売する記名PASMOに移し替えの取扱いを行う場合に提出する「PASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書」の様式は、別表第6号のとおりとする。

(案内状の取扱い)

第36条 一体型PASMOから一体型PASMOへの移し替え、一体型PASMOの再発行、オートチャージサービスの有効期限更新の取扱いを行う場合、旅客が案内状を持参しない場合であっても、旅客の申し出に基づき取扱いできるものとする。

(本人確認の特例)

第37条 規則第22条第1項に定める使用停止措置を行う際に、使用者が公的証明書を呈示できない場合は、事情の毒と認められるときに限り、使用者の申告に基づき当該ICカード乗車券の記名本人であることの情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、取扱うことができる。

2 前項の取扱いを行う場合で定期乗車券または企画乗車券の券面表示事項が不鮮明な場合は、別表第5号に定める「IC定期乗車券代用証兼PASMOお預かり書」を交付し、併せて呈示を受け乗車させるものとする。

(一体型PASMOから一体型PASMOへの移し替え)

第32条 規則第24条第2項の規定により、旅客の個人情報の変更又は一体型PASMOの更新により、新たな一体型PASMOに機能の移し替えの申し出があった場合は、旅客に送付された案内状により取扱いを行う。このとき、新たな一体型PASMOと現在使用している一体型PASMOとの個人情報が一致していないときは、第46条の規定に基づき個人情報の変更を行い取扱いするものとする。

2 前項の取扱いをする場合で、定期乗車券が付加されており、その定期乗車券が当社で発行可能なときは、当該定期乗車券を磁気定期乗車券で再発行した後、一体型PASMOの定期券情報を消去して取扱うものとする。当社で発行できない定期乗車券が付加されているときは、その発行可能事業者を案内する。

3 旅客の個人情報の変更又は、カード更新等により新たな一体型PASMOに情報を移し替えた場合の旧一体型PASMOについては旅客に返却するものとする。

(一体型PASMOの有効期限到来に伴う取扱い)

第33条 一体型PASMOの有効期限到来により、付加されている定期乗車券または企画乗車券の機能が使用できなくなった場合は、前条の定めにより一体型PASMOの機能を提携先から送付された新カードに移し替えるよう案内する。このとき、やむを得ない事情があるときは、旅客より定期乗車券または企画乗車券の呈示を受け、乗車の取扱いを行うことがある。

(一体型PASMOから当社で発売する記名PASMOへの移し替え)

第34条 規則第24条第3項の取扱いについては、付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発行可能な場合に限る。ただし、定期乗車券においては、当該定期乗車券を磁気定期乗車券で再発行した後、一体型PASMOの定期券情報を消去して取扱うものとする。なお、当社で発行できない定期乗車券または企画乗車券が付加されているときは、その発行可能事業者を案内する。

2 規則第24条第3項による取扱い後の旧一体型PASMOについては旅客に返却するものとする。

(一体型PASMOから当社で発売する記名PASMOへの移し替えにかかわる帳票類の様式)

第35条 規則第24条第3項の規定により、旅客が使用している一体型PASMOにおける記名PASMO機能を、当社で発売する記名PASMOに移し替えの取扱いを行う場合に提出する「PASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書」の様式は、別表第6号のとおりとする。

(案内状の取扱い)

第36条 一体型PASMOから一体型PASMOへの移し替え、一体型PASMOの再発行、オートチャージサービスの有効期限更新の取扱いを行う場合、旅客が案内状を持参しない場合であっても、旅客の申し出に基づき取扱いできるものとする。

(本人確認の特例)

第37条 規則第22条第1項に定める使用停止措置を行う際に、使用者が公的証明書を呈示できない場合は、事情の毒と認められるときに限り、使用者の申告に基づき当該ICカード乗車券の記名本人であることの情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、取扱うことができる。

(委任状の取扱い)

第38条 本人確認が必要な記名ICカード乗車券の取扱いを行う場合で申し出がやむを得ない事情により、本人以外の者から申し出があった場合は、当社あてに記名人本人からの委任状の提出ならびに委任者本人の公的証明書(写し)と受任者の公的証明書の呈示を受け取扱うことがある。

2 委任状は委任者の自筆により提出するものとし、その記載内容は次のとおりとする。

- (1) あて先(駅長あて)
- (2) 委任者(再発行又は払いもどし請求者本人)の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (3) 受任者の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (4) 権限を委任する旨
- (5) 日付

3 規則第22条第1項及び第2項に定める使用停止措置を行う際に、本人以外の者から申し出があった場合は、事情気の毒と認められるときに限り前各号の規定にかかわらず、当該記名人の情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、委任状の提出ならびに当該ICカード乗車券の記名本人の公的証明書(写し)の呈示を省略することがある。

(払いもどしにかかわる帳票類の様式)

第39条 規則第26条の規定によりPASMOの払いもどしを行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

(本人以外の者から一体型PASMOの払いもどしの申し出があった場合の取扱方)

第40条 本人以外の者から一体型PASMOの払いもどしの申し出があった場合は運輸部長の指示を受ける。

(乗車券情報の消去)

第41条 有効期間内のIC定期乗車券またはIC企画乗車券を所持する旅客から、当該定期乗車券、または企画乗車券の価値を放棄する旨の申し出があった場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) IC定期乗車券、またはIC企画乗車券が記名PASMOの場合については別表第2号に定める「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」を提出させ取扱うことができる。
- (2) IC企画乗車券が無記名PASMOの場合については旅客の申告により取扱うことができる。

(期限切れ小児用PASMOに付加された定期乗車券情報の取扱い)

第42条 小児用IC定期乗車券を使用する旅客が、当該ICカード乗車券が12歳となる年度の末日の翌日以降使用できなくなるとの理由により、当該ICカード乗車券に付加された定期乗車券の情報の払いもどし申し出があった場合は、13歳となる年度の4月1日を起算日(申し出日は3月31日)として規則第26条に基づき取扱うことができる。

2 前項の取扱いは、当該定期乗車券情報の有効期間の満了日の翌日を起算して1箇年を超えて請求することはできない。

3 小児用IC定期乗車券を使用する旅客から大人用記名ICカード乗車券に変更の申し出があった場合は、当該ICカード乗車券に付加された小児用IC定期乗車券の情報を消去したときに取扱う。

(委任状の取扱い)

第38条 本人確認が必要な記名ICカード乗車券の取扱いを行う場合で申し出がやむを得ない事情により、本人以外の者から申し出があった場合は、当社あてに記名人本人からの委任状の提出ならびに委任者本人の公的証明書(写し)と受任者の公的証明書の呈示を受け取扱うことがある。

2 委任状は委任者の自筆により提出するものとし、その記載内容は次のとおりとする。

- (1) あて先(駅長あて)
- (2) 委任者(再発行又は払いもどし請求者本人)の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (3) 受任者の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (4) 権限を委任する旨
- (5) 日付

3 規則第22条第1項及び第2項に定める使用停止措置を行う際に、本人以外の者から申し出があった場合は、事情気の毒と認められるときに限り前各号の規定にかかわらず、当該記名人の情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、委任状の提出ならびに当該ICカード乗車券の記名本人の公的証明書(写し)の呈示を省略することがある。

(払いもどしにかかわる帳票類の様式)

第39条 規則第26条の規定によりPASMOの払いもどしを行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

(本人以外の者から一体型PASMOの払いもどしの申し出があった場合の取扱方)

第40条 本人以外の者から一体型PASMOの払いもどしの申し出があった場合は運輸部長の指示を受ける。

(乗車券情報の消去)

第41条 有効期間内のIC定期乗車券またはIC企画乗車券を所持する旅客から、当該定期乗車券、または企画乗車券の価値を放棄する旨の申し出があった場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) IC定期乗車券、またはIC企画乗車券が記名PASMOの場合については別表第2号に定める「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」を提出させ取扱うことができる。
- (2) IC企画乗車券が無記名PASMOの場合については旅客の申告により取扱うことができる。

(期限切れ小児用PASMOに付加された定期乗車券情報の取扱い)

第42条 小児用IC定期乗車券を使用する旅客が、当該ICカード乗車券が12歳となる年度の末日の翌日以降使用できなくなるとの理由により、当該ICカード乗車券に付加された定期乗車券の情報の払いもどし申し出があった場合は、13歳となる年度の4月1日を起算日(申し出日は3月31日)として規則第26条に基づき取扱うことができる。

2 前項の取扱いは、当該定期乗車券情報の有効期間の満了日の翌日を起算して1箇年を超えて請求することはできない。

3 小児用IC定期乗車券を使用する旅客から大人用記名ICカード乗車券に変更の申し出があった場合は、当該ICカード乗車券に付加された小児用IC定期乗車券の情報を消去したときに取扱う。

第3編 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第43条 旅客の個人情報は厳重に保管し、情報の漏洩がないよう厳正に取扱わなければならない。

(個人情報の記載された帳票類の取扱い)

第44条 旅客の個人情報が記載された帳票類は、鍵のかかる箇所で保管し厳重に管理しなければならない。

(注) 個人情報が記載された主な帳票類は次のとおり。

- (1) 別表第1号に定める「定期券購入申込書等」
- (2) 別表第2号に定める再発行及び解約等申請書
- (3) 別表第5号に定めるIC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書
- (4) 別表第6号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書
- (5) 別表第7号に定めるPASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書
- (6) 機器から出力されるジャーナル類
- (7) 第38条第2項に定める委任状

(個人情報の変更)

第45条 旅客から、氏名、生年月日、電話番号等の変更の申し出があった場合は、別表第1号に定める「定期券購入申込書等」の提出ならびに公的証明書等の呈示を受け、記載内容を確認し、個人情報の変更を行わなければならない。

2 前項の取扱いは、PASMOに登録された記名人を他人の名義に変更することはできない。

(一体型PASMOの個人情報の変更)

第46条 一体型PASMOを使用する旅客から別表第1号に定める「定期券購入申込書等」の提出、及び公的証明書等の呈示があった場合は、当該一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報の変更の取扱いを行う。

2 一体型PASMOに定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合の前項による個人情報の変更は当該定期乗車券または企画乗車券を発行した事業者で行うものとする。

3 第1項の規定により個人情報の変更を行う際、一体型PASMO表面に印字されている個人情報と、一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報に差異が生じる場合は、一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報の変更後、すみやかに提携先に個人情報の登録変更の申し出をするよう案内する。

4 第32条の規定による取扱いをする場合で、第1項の規定により変更をおこなった一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報と、提携先から送付された新たな一体型PASMOに記載されている記名PASMOに係る個人情報に差異が生じた場合は、すみやかに提携先に申し出を行い、正当な個人情報が記載された一体型PASMOの送付を受けた後に行うものとする。

(個人情報の記載された帳票の保管期間及び処分)

第47条 PASMO発行の際に旅客から提出を受けた第44条に定める個人情報の記載された帳票類は、1年6箇月を超えて保管することができない。なお、廃棄については、別に定める保管期間経過後、裁断もしくは溶解処分によるものとする。

第3編 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第43条 旅客の個人情報は厳重に保管し、情報の漏洩がないよう厳正に取扱わなければならない。

(個人情報の記載された帳票類の取扱い)

第44条 旅客の個人情報が記載された帳票類は、鍵のかかる箇所で保管し厳重に管理しなければならない。

(注) 個人情報が記載された主な帳票類は次のとおり。

- (1) 別表第1号に定める「定期券購入申込書等」
- (2) 別表第2号に定める再発行及び解約等申請書
- (3) 別表第5号に定めるIC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書
- (4) 別表第6号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書
- (5) 別表第7号に定めるPASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書
- (6) 機器から出力されるジャーナル類
- (7) 第38条第2項に定める委任状

(個人情報の変更)

第45条 旅客から、氏名、生年月日、電話番号等の変更の申し出があった場合は、別表第1号に定める「定期券購入申込書等」の提出ならびに公的証明書等の呈示を受け、記載内容を確認し、個人情報の変更を行わなければならない。

2 前項の取扱いは、PASMOに登録された記名人を他人の名義に変更することはできない。

(一体型PASMOの個人情報の変更)

第46条 一体型PASMOを使用する旅客から別表第1号に定める「定期券購入申込書等」の提出、及び公的証明書等の呈示があった場合は、当該一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報の変更の取扱いを行う。

2 一体型PASMOに定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合の前項による個人情報の変更は当該定期乗車券または企画乗車券を発行した事業者で行うものとする。

3 第1項の規定により個人情報の変更を行う際、一体型PASMO表面に印字されている個人情報と、一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報に差異が生じる場合は、一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報の変更後、すみやかに提携先に個人情報の登録変更の申し出をするよう案内する。

4 第32条の規定による取扱いをする場合で、第1項の規定により変更をおこなった一体型PASMOに登録された、記名PASMOに係る個人情報と、提携先から送付された新たな一体型PASMOに記載されている記名PASMOに係る個人情報に差異が生じた場合は、すみやかに提携先に申し出を行い、正当な個人情報が記載された一体型PASMOの送付を受けた後に行うものとする。

(個人情報の記載された帳票の保管期間及び処分)

第47条 PASMO発行の際に旅客から提出を受けた第44条に定める個人情報の記載された帳票類は、1年6箇月を超えて保管することができない。なお、廃棄については、別に定める保管期間経過後、裁断もしくは溶解処分によるものとする。

第4編 特殊取扱い

(改札機等への誤タッチの取扱い)

第48条 旅客が誤ってタッチした等の事由により改札機等で運賃が減額された場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、特例として減額した運賃を払いもどしし、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することがある。

(改札機等へのタッチ未了の取扱い)

第49条 旅客が誤ってタッチ未了等の事由により改札機等で運賃の減額ができない場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、規則第20条第2号の規定にかかわらず、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することがある。

(紛失カード発見時の取扱い)

第50条 旅客が、PASMOの紛失再発行後に紛失したPASMOを発見した旨の申し出があった場合は、当該PASMOを回収しデポジットを返却する。ただし、一体型PASMOを除く。

- 2 前項の取扱いを行う場合は、新たなPASMOの再発行後とする。
- 3 前各項の場合、PASMOの記名人本人であることを公的証明書等により確認しデポジットを返却する。

(使用停止状態になったカード発見時の取扱い)

第51条 旅客からPASMOが使用停止状態になった旨の申し出があった場合は、当該PASMOと引き換えにIC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行し、運輸部長に報告する。

- 2 前項にかかわらず、使用停止状態になったPASMOが一体型PASMOであった場合は、当該PASMOを回収しない。なお、当該PASMOに定期乗車券または企画乗車券が付加されているときは、IC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行する。

第5編 ICカード乗車券の相互利用

(PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードによる乗車等の取扱いに関する準用規定)

第52条 PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、「ICカード乗車券」取扱うこととし、以下の規定に準じる。

- (1) 規則第30条第1項第1号から第3号に定めるICカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条第3号(再発行整理票交付手続に限る)、第18条、第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。
- (2) 規則第30条第1項第4号から第12号に定めるICカードについては第5条から第7条まで、第9条、第10条(ただし一部機器を除く)、第12条、第13条第1項(ただし一部機器を除く)第18条、第19条、第25条、第27条、第28条、第48条、第49条の規定を準用する。

第4編 特殊取扱い

(改札機等への誤タッチの取扱い)

第48条 旅客が誤ってタッチした等の事由により改札機等で運賃が減額された場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、特例として減額した運賃を払いもどしし、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することがある。

(改札機等へのタッチ未了の取扱い)

第49条 旅客が誤ってタッチ未了等の事由により改札機等で運賃の減額ができない場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、規則第20条第2号の規定にかかわらず、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することがある。

(紛失カード発見時の取扱い)

第50条 旅客が、PASMOの紛失再発行後に紛失したPASMOを発見した旨の申し出があった場合は、当該PASMOを回収しデポジットを返却する。ただし、一体型PASMOを除く。

- 2 前項の取扱いを行う場合は、新たなPASMOの再発行後とする。
- 3 前各項の場合、PASMOの記名人本人であることを公的証明書等により確認しデポジットを返却する。

(使用停止状態になったカード発見時の取扱い)

第51条 旅客からPASMOが使用停止状態になった旨の申し出があった場合は、当該PASMOと引き換えにIC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行し、運輸部長に報告する。

- 2 前項にかかわらず、使用停止状態になったPASMOが一体型PASMOであった場合は、当該PASMOを回収しない。なお、当該PASMOに定期乗車券または企画乗車券が付加されているときは、IC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行する。

第5編 ICカード乗車券の相互利用

(PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードによる乗車等の取扱いに関する準用規定)

第52条 PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、「ICカード乗車券」取扱うこととし、以下の規定に準じる。

- (1) 規則第30条第1項第1号から第3号に定めるICカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条第3号(再発行整理票交付手続に限る)、第18条、第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。
- (2) 規則第30条第1項第4号から第12号に定めるICカードについては第5条から第7条まで、第9条、第10条(ただし一部機器を除く)、第12条、第13条第1項(ただし一部機器を除く)第18条、第19条、第25条、第27条、第28条、第48条、第49条の規定を準用する。

附 則

この規定は、平成19年3月18日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年2月10日から施行する。

この規定は、平成28年3月12日から施行する。

この規定は、平成30年3月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年3月18日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年2月10日から施行する。

この規定は、平成28年3月12日から施行する。

この規定は、平成30年3月17日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年3月13日から施行する。

別表第1号 PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申込書)の様式

表

PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申込書) PASMO / COMMUTER PASS 株式会社バスモ 株式会社ゆりかもめ

裏面をお読みください。必要事項や『□』にチェックのご記入をお願いいたします。

お申込み内容	記名PASMO購入 PASMO WITH YOUR NAME <input type="checkbox"/> 大人用 ADULT <input type="checkbox"/> 小児用 CHILD	PASMO定期券購入 PASMO COMMUTER PASS <input type="checkbox"/> 大人用 ADULT <input type="checkbox"/> 小児用 CHILD	お持ちのPASMOに 定期券を購入 <input type="checkbox"/>	PASMO 内容変更のお申込み <input type="checkbox"/> 無記名PASMO ⇒ 記名PASMOに変更 <input type="checkbox"/> 記名PASMOの個人情報を変更	磁気定期券購入 <input type="checkbox"/> 大人用 <input type="checkbox"/> 小児用
--------	---	---	--	---	---

氏名 NAME _____

生年月日 BIRTHDAY 西暦(AD) _____年 _____月 _____日
大正・昭和・平成 YEAR MONTH DAY

電話番号 PHONE NUMBER _____

性別 GENDER 男 MALE 女 FEMALE

チャージ金額 CHARGE AMOUNT _____円

※定期券をお求めのお客様は以下もご記入ください

お申込み内容	<input type="checkbox"/> 新規 NEW <input type="checkbox"/> 継続 RESUME <input type="checkbox"/> 磁気定期券からPASMO定期券へ変更
定期券種類 A TYPE OF COMMUTER PASSES	<input type="checkbox"/> 通勤 FOR A WORKER <input type="checkbox"/> 通学 定期券をお求めのお客様は区分をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 大学・その他 UNIVERSITY <input type="checkbox"/> 高校 HIGH <input type="checkbox"/> 中学 JHS <input type="checkbox"/> 小学 ELEMENTARY
乗車区間 ROUTE SECTION	____~____
経由 VIA	____
使用開始日 STARTING DATE	____年 _____月 _____日から
有効期間 VALIDITY PERIOD	<input type="checkbox"/> 1ヶ月 1 MONTH <input type="checkbox"/> 3ヶ月 3 MONTHS <input type="checkbox"/> 6ヶ月 6 MONTHS

JR連絡通学 無・有

定期発売金額 _____円

係員記入欄

※定期券をお求めのお客様は以下もご記入ください

- 氏名は(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。また、姓と名の間を1マス空けてください。
- 個人情報を正しくご記入いただけなかった場合、再発行や払い戻し等の本人確認を必要とする取扱いができません。
- 磁気定期券よりPASMO定期券に変更される場合も、改めて氏名・生年月日・性別・電話番号をカードに登録いたしますのでご記入ください。
- 記名PASMOと定期券のお名前が一致しない場合、PASMO定期券は購入できません。
- PASMO購入にはデポジット500円が別途必要です。発売金額は1,000円単位で残額が20,000円を超えるチャージはできません。

裏

以下の「個人情報の取扱」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOから個人情報変更をするお客さまの場合

□記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。

□お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
- ②(株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認(記名PASMOの拾得時等)
- ③PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善

□(株)バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

□(株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合

□定期券に関して記入していただいた個人情報は当駅で管理します。

□お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
- ②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の拾得時等)

□当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者から照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

【係員記入欄】小児PASMO発売 / 個人情報変更時本人確認書類

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 知的障害者保育手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付)
<input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> 学生証(写真付)	<input type="checkbox"/> 社員証(写真付)	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> その他()	

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第1号 PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申込書)の様式

表

PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申込書) PASMO / COMMUTER PASS 株式会社バスモ 株式会社ゆりかもめ

裏面をお読みください。必要事項や『□』にチェックのご記入をお願いいたします。

お申込み内容	記名PASMO購入 PASMO WITH YOUR NAME <input type="checkbox"/> 大人用 ADULT <input type="checkbox"/> 小児用 CHILD	PASMO定期券購入 PASMO COMMUTER PASS <input type="checkbox"/> 大人用 ADULT <input type="checkbox"/> 小児用 CHILD	お持ちのPASMOに 定期券を購入 <input type="checkbox"/>	PASMO 内容変更のお申込み <input type="checkbox"/> 無記名PASMO ⇒ 記名PASMOに変更 <input type="checkbox"/> 記名PASMOの個人情報を変更	磁気定期券購入 <input type="checkbox"/> 大人用 <input type="checkbox"/> 小児用
--------	---	---	--	---	---

氏名 NAME _____

生年月日 BIRTHDAY 西暦(AD) _____年 _____月 _____日
大正・昭和・平成 YEAR MONTH DAY

電話番号 PHONE NUMBER _____

性別 GENDER 男 MALE 女 FEMALE

チャージ金額 CHARGE AMOUNT _____円

※定期券をお求めのお客様は以下もご記入ください

お申込み内容	<input type="checkbox"/> 新規 NEW <input type="checkbox"/> 継続 RESUME <input type="checkbox"/> 磁気定期券からPASMO定期券へ変更
定期券種類 A TYPE OF COMMUTER PASSES	<input type="checkbox"/> 通勤 FOR A WORKER <input type="checkbox"/> 通学 定期券をお求めのお客様は区分をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 大学・その他 UNIVERSITY <input type="checkbox"/> 高校 HIGH <input type="checkbox"/> 中学 JHS <input type="checkbox"/> 小学 ELEMENTARY
乗車区間 ROUTE SECTION	____~____
経由 VIA	____
使用開始日 STARTING DATE	____年 _____月 _____日から
有効期間 VALIDITY PERIOD	<input type="checkbox"/> 1ヶ月 1 MONTH <input type="checkbox"/> 3ヶ月 3 MONTHS <input type="checkbox"/> 6ヶ月 6 MONTHS

JR連絡通学 無・有

定期発売金額 _____円

係員記入欄

※定期券をお求めのお客様は以下もご記入ください

- 氏名は(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。また、姓と名の間を1マス空けてください。
- 個人情報を正しくご記入いただけなかった場合、再発行や払い戻し等の本人確認を必要とする取扱いができません。
- 磁気定期券よりPASMO定期券に変更される場合も、改めて氏名・生年月日・性別・電話番号をカードに登録いたしますのでご記入ください。
- 記名PASMOと定期券のお名前が一致しない場合、PASMO定期券は購入できません。
- PASMO購入にはデポジット500円が別途必要です。発売金額は1,000円単位で残額が20,000円を超えるチャージはできません。

裏

以下の「個人情報の取扱」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOから個人情報変更をするお客さまの場合

□記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。

□お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
- ②(株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認(記名PASMOの拾得時等)
- ③PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善

□(株)バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

□(株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合

□定期券に関して記入していただいた個人情報は当駅で管理します。

□お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
- ②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の拾得時等)

□当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者から照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

【係員記入欄】小児PASMO発売 / 個人情報変更時本人確認書類

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 知的障害者保育手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付)
<input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> 学生証(写真付)	<input type="checkbox"/> 社員証(写真付)	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> その他()	

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第2号 PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書の様式

表

裏

PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書
株式会社バスモ
株式会社ゆりかもめ

※申請内容を「○」で囲んでください。
※[定期券情報のみの払いもどし・定期券消去は鉄道定期券情報のみを行います。ICカードはお客さまに返却いたします。]

申請年月日 年 月 日
再発行 払いもどし
①再発行の種類
②ICカードの種類
③定期券の有無
④クレジットカード等とは異なるカード(一体型)ですか?

※「オナマエ」にはICカードに登録したおりの氏名(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。
漢字等は文字として、姓と名の間にスペースを入れてください。

オナマエ
生年月日 西暦・明治 大正・昭和・平成

※ICカードに登録した電話番号をご記入ください。登録していない場合は、「登録なし」にチェックしてください。

電話番号 性別 男・女

※定期券がある場合(有効期限切れを含む)、以下にご記入ください。

Table with columns: 定期券発行事業者, 区間, 経路, 有効期間

取扱事業者記載欄
取扱事業者 株式会社 ゆりかもめ 取扱箇所
本人確認に使用した書類
記録欄

カードID
払戻計算種別
金額 月割 旬割 日割 7日以内

以下の内容およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申請します。

- ◇PASMO・定期券に関する個人情報の取扱い
1. 本申請書に記載された個人情報は、払いもどしや再発行の手続きに必要な申請内容を確認するために使用いたします。
2. 当社または(株)バスモでは、入力していただいた個人情報、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

- ◇紛失再発行に関する注意事項
1. 紛失再発行の手続きの後、使用停止情報がすべてのICカード対応機器に配信されるまでの間に使用された、PASMOに登録されている一切の金銭的価値等に関しては、(株)バスモ、当社またはPASMO取扱事業者に補償を求めないこと。
2. 紛失したPASMOを紛失再発行の手続き後に発見した場合であっても、再発行の手続きは取り消さないこと。なお、クレジットカード等の他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)を除き、発見したPASMOと引替えに、デポジットは返却します。
3. 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、所定の再発行手数料(500円)およびデポジット(500円)を支払い、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、一体型については、再発行用の媒体を持参し、デポジットは支払わないこと。
4. 再発行されたPASMOの受取りの際、本人確認のための証明書を提示し整理票を提出すること。なお、一体型については、再発行媒体にかかわる通知も表示すること。

- ◇障害再発行に関する注意事項
1. 再発行されたPASMOを受け取るまでの間に定期券区間を乗車する場合は、障害となったPASMOと整理票を併せて提示して乗車すること。定期券代用証を発行された場合は、定期券代用証を表示して乗車すること。
2. 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、クレジットカード等の他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)については、再発行用の媒体を持参すること。
3. 再発行されたPASMOの受取りの際、障害となったPASMO(一体型を除く)と整理票を提出すること。定期券代用証を発行された場合には、あわせて提出すること。なお、一体型については、障害となった媒体と再発行媒体にかかわる通知を表示する。

- ◇払いもどしに関する注意事項
1. PASMOを払いもどす場合は、当社で払いもどできる乗車券種のみ取り扱い、当社で取扱いできない鉄道定期券・バス定期券・バス1日乗車券等の乗車券種については、その金銭的価値等を放棄すること。ただし、鉄道定期券の取り扱えない機器においては、鉄道定期券を含む払いもどしは行わない。また、放棄した乗車券種の払いもどしを(株)バスモ、当社またはPASMO取扱事業者に請求しないこと。払いもどしをした場合、PASMOの復元および払いもどしの取消は一切できないこと。
2. クレジットカード等の他の機能と一体となったPASMOを払いもどす場合、その機能の利便的効果に基づき、その機能もあわせて解約される場合があること。

- ◇鉄道定期券の消去に関する注意事項
1. 鉄道定期券情報を消去する場合、一度消去した定期券情報の復元はできないこと。
2. 消去した定期券の運賃の払いもどしを当社、(株)バスモまたはPASMO取扱事業者に請求しないこと。

- ◇Suicaに関する取扱い
Suicaについては、紛失再発行・障害再発行の手続きのみを行います。この場合、PASMOに準じた取扱いとなり、上記の内容におけるPASMOはSuica、(株)バスモはSuica発行事業者と読み替えます。なお、一部再発行の手続きができないSuicaがあります。

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第2号 PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書の様式

表

裏

PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書
株式会社バスモ
株式会社ゆりかもめ

※申請内容を「○」で囲んでください。
※[定期券情報のみの払いもどし・定期券消去は鉄道定期券情報のみを行います。ICカードはお客さまに返却いたします。]

申請年月日 年 月 日
再発行 払いもどし
①再発行の種類
②ICカードの種類
③定期券の有無
④クレジットカード等とは異なるカード(一体型)ですか?

※「オナマエ」にはICカードに登録したおりの氏名(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。
漢字等は文字として、姓と名の間にスペースを入れてください。

オナマエ
生年月日 西暦・明治 大正・昭和・平成

※ICカードに登録した電話番号をご記入ください。登録していない場合は、「登録なし」にチェックしてください。

電話番号 性別 男・女

※定期券がある場合(有効期限切れを含む)、以下にご記入ください。

Table with columns: 定期券発行事業者, 区間, 経路, 有効期間

取扱事業者記載欄
取扱事業者 株式会社 ゆりかもめ 取扱箇所
本人確認に使用した書類
記録欄

カードID
払戻計算種別
金額 月割 旬割 日割 7日以内

以下の内容およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申請します。

- ◇PASMO・定期券に関する個人情報の取扱い
1. 本申請書に記載された個人情報は、払いもどしや再発行の手続きに必要な申請内容を確認するために使用いたします。
2. 当社または(株)バスモでは、入力していただいた個人情報、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

- ◇紛失再発行に関する注意事項
1. 紛失再発行の手続きの後、使用停止情報がすべてのICカード対応機器に配信されるまでの間に使用された、PASMOに登録されている一切の金銭的価値等に関しては、(株)バスモ、当社またはPASMO取扱事業者に補償を求めないこと。
2. 紛失したPASMOを紛失再発行の手続き後に発見した場合であっても、再発行の手続きは取り消さないこと。なお、クレジットカード等の他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)を除き、発見したPASMOと引替えに、デポジットは返却します。
3. 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、所定の再発行手数料(500円)およびデポジット(500円)を支払い、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、一体型については、再発行用の媒体を持参し、デポジットは支払わないこと。
4. 再発行されたPASMOの受取りの際、本人確認のための証明書を提示し整理票を提出すること。なお、一体型については、再発行媒体にかかわる通知も表示すること。

- ◇障害再発行に関する注意事項
1. 再発行されたPASMOを受け取るまでの間に定期券区間を乗車する場合は、障害となったPASMOと整理票を併せて提示して乗車すること。定期券代用証を発行された場合は、定期券代用証を表示して乗車すること。
2. 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、クレジットカード等の他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)については、再発行用の媒体を持参すること。
3. 再発行されたPASMOの受取りの際、障害となったPASMO(一体型を除く)と整理票を提出すること。定期券代用証を発行された場合には、あわせて提出すること。なお、一体型については、障害となった媒体と再発行媒体にかかわる通知を表示する。

- ◇払いもどしに関する注意事項
1. PASMOを払いもどす場合は、当社で払いもどできる乗車券種のみ取り扱い、当社で取扱いできない鉄道定期券・バス定期券・バス1日乗車券等の乗車券種については、その金銭的価値等を放棄すること。ただし、鉄道定期券の取り扱えない機器においては、鉄道定期券を含む払いもどしは行わない。また、放棄した乗車券種の払いもどしを(株)バスモ、当社またはPASMO取扱事業者に請求しないこと。払いもどしをした場合、PASMOの復元および払いもどしの取消は一切できないこと。
2. クレジットカード等の他の機能と一体となったPASMOを払いもどす場合、その機能の利便的効果に基づき、その機能もあわせて解約される場合があること。

- ◇鉄道定期券の消去に関する注意事項
1. 鉄道定期券情報を消去する場合、一度消去した定期券情報の復元はできないこと。
2. 消去した定期券の運賃の払いもどしを当社、(株)バスモまたはPASMO取扱事業者に請求しないこと。

- ◇Suicaに関する取扱い
Suicaについては、紛失再発行・障害再発行の手続きのみを行います。この場合、PASMOに準じた取扱いとなり、上記の内容におけるPASMOはSuica、(株)バスモはSuica発行事業者と読み替えます。なお、一部再発行の手続きができないSuicaがあります。

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第3号 紛失再発行整理票

単機能 鉄道定期券・企画券情報なし

単機能 鉄道定期券・企画券情報あり

紛失再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・再発行手数料
 ・再発行するカードのデポジット
 ・公的証明書等（免許証等）
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
 14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。
 新しいカードの再発行後、最寄のP A S M O取扱事業者の窓口にお持ちください。
 引換えにデポジットを返却いたします。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・再発行手数料
 ・再発行するカードのデポジット
 ・公的証明書等（免許証など）
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
 14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。
 新しいカードの再発行後、最寄のP A S M O取扱事業者の窓口にお持ちください。
 引換えにデポジットを返却いたします。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

別表第3号 紛失再発行整理票

単機能 鉄道定期券・企画券情報なし

単機能 鉄道定期券・企画券情報あり

紛失再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・再発行手数料
 ・再発行するカードのデポジット
 ・公的証明書等（免許証等）
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
 14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。
 新しいカードの再発行後、最寄のP A S M O取扱事業者の窓口にお持ちください。
 引換えにデポジットを返却いたします。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・再発行手数料
 ・再発行するカードのデポジット
 ・公的証明書等（免許証など）
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
 14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。
 新しいカードの再発行後、最寄のP A S M O取扱事業者の窓口にお持ちください。
 引換えにデポジットを返却いたします。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5

■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。

- ・本整理票
- ・新しく受領したカード
- ・再発行手数料
- ・公的証明書等（免許証など）
- ・ご案内状

※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。
※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払いください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。

■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。

■再発行のお申込みは、取消しできません。

■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのP A S M O機能は使用できません。

■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降にバス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。

I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書を発行いたします。

■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処

〇1コーナ、〇2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5

■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。

- ・本整理票
- ・新しく受領したカード
- ・代用磁気定期券（発行した場合）
- ・I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書（発行した場合）
- ・再発行手数料
- ・公的証明書等（免許証など）
- ・ご案内状

※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。
※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払いください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。

■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。

■再発行のお申込みは、取消しできません。

■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのP A S M O機能は使用できません。

■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券・企画券区間内またはバス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降に鉄道定期券・企画券発行事業者（上記記載）の取扱窓口、バス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。

鉄道定期券に対しては代用磁気定期券を、鉄道企画券・バス定期券にはI C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書を発行いたします。

■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処

〇1コーナ、〇2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5

■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。

- ・本整理票
- ・新しく受領したカード
- ・再発行手数料
- ・公的証明書等（免許証など）
- ・ご案内状

※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。
※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払いください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。

■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。

■再発行のお申込みは、取消しできません。

■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのP A S M O機能は使用できません。

■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降にバス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。

I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書を発行いたします。

■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処

〇1コーナ、〇2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5

■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。

- ・本整理票
- ・新しく受領したカード
- ・代用磁気定期券（発行した場合）
- ・I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書（発行した場合）
- ・再発行手数料
- ・公的証明書等（免許証など）
- ・ご案内状

※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。
※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払いください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。

■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。

■再発行のお申込みは、取消しできません。

■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのP A S M O機能は使用できません。

■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券・企画券区間内またはバス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降に鉄道定期券・企画券発行事業者（上記記載）の取扱窓口、バス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。

鉄道定期券に対しては代用磁気定期券を、鉄道企画券・バス定期券にはI C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書を発行いたします。

■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやS Fの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処

〇1コーナ、〇2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【Suica】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 JE123-4567-8901-2345
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

△△電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・再発行手数料
 ・再発行するカードのデポジット
 ・公的証明書等 (免許証など)
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
 14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。
 新しいカードの再発行後、再発行取扱事業者の窓口にお持ちください。
 引換えにデポジットを返却いたします。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【Suica】【一体型】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 JE123-4567-8901-2345
 ■再発行の取扱いについては、カード紛失時のお問合せ窓口にご確認ください。

■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。
 ■Suica機能 (鉄道・バス乗車券、電子マネー) の利用停止措置のみ行いました。
 その他機能 (クレジット等) の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのSuica機能は使用できません。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【Suica】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 JE123-4567-8901-2345
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

△△電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・再発行手数料
 ・再発行するカードのデポジット
 ・公的証明書等 (免許証など)
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
 14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。
 新しいカードの再発行後、再発行取扱事業者の窓口にお持ちください。
 引換えにデポジットを返却いたします。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

紛失再発行整理票

【Suica】【一体型】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 JE123-4567-8901-2345
 ■再発行の取扱いについては、カード紛失時のお問合せ窓口にご確認ください。

■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。
 ■Suica機能 (鉄道・バス乗車券、電子マネー) の利用停止措置のみ行いました。
 その他機能 (クレジット等) の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのSuica機能は使用できません。
 ■お申込みを行う前に生じた損害、及び本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

注：1 用紙については、ジャーナルを使用するので、縦については、その都度の長さとなる。
 2 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

注：1 用紙については、ジャーナルを使用するので、縦については、その都度の長さとなる。
 2 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第4号 障害再発行整理票

単機能 鉄道定期券・企画券情報なし

障害再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
 最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・現在お持ちのカード
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

単機能 鉄道定期券・企画券情報あり

障害再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
 〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・現在お持ちのカード
 ・I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券・企画券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券・企画券内容が印字された面と本整理票（代用証を発行した場合は、代用証のみ）を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

別表第4号 障害再発行整理票

単機能 鉄道定期券・企画券情報なし

障害再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
 最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・現在お持ちのカード
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

単機能 鉄道定期券・企画券情報あり

障害再発行整理票

【P A S M O】
 取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
 P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
 ■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
 〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
 ・本整理票
 ・現在お持ちのカード
 ・I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）
 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
 ■再発行のお申込みは、取消しできません。
 ■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券・企画券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券・企画券内容が印字された面と本整理票（代用証を発行した場合は、代用証のみ）を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
 〇1コーナ、〇2号機
 NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票
【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・新しく受領したカード
・現在お持ちのカード
・ご案内状
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。
■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
0 1コーナ、0 2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票
【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・新しく受領したカード
・現在お持ちのカード
・I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）
・ご案内状
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。
■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券・企画券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券・企画券内容が印字された面と本整理票（代用証を発行した場合は、代用証のみ）を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
0 1コーナ、0 2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票
【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
最寄のP A S M O取扱事業者

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・新しく受領したカード
・現在お持ちのカード
・ご案内状
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。
■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
0 1コーナ、0 2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票
【P A S M O】【一体型】

取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
P B 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。
〇〇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・新しく受領したカード
・現在お持ちのカード
・I C定期券・企画券代用乗車証兼P A S M Oお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）
・ご案内状
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、お客さまが新しいカードを受領した後に行うことができます。
■P A S M O機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券・企画券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券・企画券内容が印字された面と本整理票（代用証を発行した場合は、代用証のみ）を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「I C定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
0 1コーナ、0 2号機
NO, 1 2 3 4 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票

【Suica】
取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
J E 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

◇◇鉄道

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・現在お持ちのカード
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
01コーナ、02号機
NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票

【Suica】
取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
J E 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

◇◇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・現在お持ちのカード
・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券内容が印字された面と本整理票（代用証を発行した場合は、代用証のみ）を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
01コーナ、02号機
NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票

【Suica】
取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
J E 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

◇◇鉄道

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・現在お持ちのカード
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
01コーナ、02号機
NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

障害再発行整理票

【Suica】
取扱年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
時刻 〇〇時〇〇分

整理番号
J E 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 - 2 3 4 5
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。

◇◇電鉄

■再発行の際は、以下をご持参ください。
・本整理票
・現在お持ちのカード
・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。

■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。
14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止措置のみ行いました。
■再発行のお申込みは、取消しできません。
■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券内容が印字された面と本整理票（代用証を発行した場合は、代用証のみ）を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。

〇〇駅 窓処
01コーナ、02号機
NO, 1234 株式会社ゆりかもめ

一体型 鉄道定期券情報（あり・なし）

障害再発行整理票	
【Suica】【一体型】	
取扱年月日	0000年00月00日
時刻	00時00分
整理番号	
JE123-4567-8901-2345	
■再発行の取扱いについては、カード障害時のお問い合わせ窓口にご確認ください。	
■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■Suica機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。	
■その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。	
■再発行のお申込みは、取消しできません。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
〇〇駅 窓処	
01コーナ、02号機	
NO, 1234	株式会社ゆりかもめ

注：1 用紙については、ジャーナルを使用するので、縦については、その都度の長さとなる。
2 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

一体型 鉄道定期券情報（あり・なし）

障害再発行整理票	
【Suica】【一体型】	
取扱年月日	0000年00月00日
時刻	00時00分
整理番号	
JE123-4567-8901-2345	
■再発行の取扱いについては、カード障害時のお問い合わせ窓口にご確認ください。	
■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■Suica機能（鉄道・バス乗車券、電子マネー）の利用停止措置のみ行いました。	
■その他機能（クレジット等）の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。	
■再発行のお申込みは、取消しできません。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
〇〇駅 窓処	
01コーナ、02号機	
NO, 1234	株式会社ゆりかもめ

注：1 用紙については、ジャーナルを使用するので、縦については、その都度の長さとなる。
2 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第5号 IC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書

IC定期乗車券代用乗車証 兼 PASMOお預かり書 (駅控)		丙 冊 № 0000-00	
◆鉄道定期券をご利用の際はこの面を駅係員にご呈示のうえ、ご乗車ください。			
氏名	様		
鉄道定期券	区間	— (経由)	
	期間		
券種	通勤	通学	有効期間 1か月 3か月 6か月
備考			
切—片—離—し—無—効			
◆バス定期券をご利用の際はこの面と定期券内容控を乗務員にご呈示のうえ、ご乗車ください。			
氏名	様		
バス定期券	事業者名		
	期間		
備考	株式会社ゆりかもめ		
平成 年 月 日 東武鉄道株式会社 駅発行			

(裏無地)

- 備考 1 発行の際は、カーボン紙を使用する。
- 2 3片制とし、甲片は旅客用、乙片は本社用、丙片は駅控用とする。
- 3 甲片に営業規則第186条で定める地模様を淡緑色で印刷する。

別表第5号 IC定期乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書

IC定期乗車券代用乗車証 兼 PASMOお預かり書 (駅控)		丙 冊 № 0000-00	
◆鉄道定期券をご利用の際はこの面を駅係員にご呈示のうえ、ご乗車ください。			
氏名	様		
鉄道定期券	区間	— (経由)	
	期間		
券種	通勤	通学	有効期間 1か月 3か月 6か月
備考			
切—片—離—し—無—効			
◆バス定期券をご利用の際はこの面と定期券内容控を乗務員にご呈示のうえ、ご乗車ください。			
氏名	様		
バス定期券	事業者名		
	期間		
備考	株式会社ゆりかもめ		
平成 年 月 日 東武鉄道株式会社 駅発行			

(裏無地)

- 備考 1 発行の際は、カーボン紙を使用する。
- 2 3片制とし、甲片は旅客用、乙片は本社用、丙片は駅控用とする。
- 3 甲片に営業規則第186条で定める地模様を淡緑色で印刷する。

